

各支給認定保護者の皆様

隣保館認定こども園

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和6年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第 1 項（第 50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和6年度の実績を御報告するものです。
（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

隣保館認定こども園 設置者様

新潟市役所幼保運営課

令和6年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和6年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	231,100	231,100	211,450
5月	231,100	231,100	211,450
6月	231,100	231,100	211,450
7月	227,480	227,480	207,830
8月	227,480	227,480	207,830
9月	220,330	220,330	200,680
10月	222,020	222,020	202,370
11月	222,020	222,020	202,370
12月	222,020	222,020	202,370
1月	222,020	222,020	202,370
2月	222,020	222,020	202,370
3月	232,950	232,950	213,300

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	251,900	242,770	157,630	148,500	111,840	102,710	93,340	84,210
5月	251,900	242,770	157,630	148,500	111,840	102,710	93,340	84,210
6月	251,700	242,570	157,430	148,300	111,640	102,510	93,140	84,010
7月	251,900	242,770	157,630	148,500	111,840	102,710	93,340	84,210
8月	251,900	242,770	157,630	148,500	111,840	102,710	93,340	84,210
9月	251,820	242,690	157,550	148,420	111,760	102,630	93,260	84,130
10月	251,700	242,570	157,430	148,300	111,640	102,510	93,140	84,010
11月	251,700	242,570	157,430	148,300	111,640	102,510	93,140	84,010
12月	251,700	242,570	157,430	148,300	111,640	102,510	93,140	84,010
1月	251,700	242,570	157,430	148,300	111,640	102,510	93,140	84,010
2月	251,700	242,570	157,430	148,300	111,640	102,510	93,140	84,010
3月	269,940	260,810	175,670	166,540	129,880	120,750	111,380	102,250

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要がある。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途240×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,800を追加。